

# わ せ だ ゆ き 早稲田夕季のひまわり通信

2007年8月 No.13

◇平成19年度6月定例会の一般質問・活動報告です◇  
早稲田夕季の一般質問！

## 循環型社会に向けた環境行政

**問** 逗子市とごみ処理広域化を進めている中で、逗子市は単独処理を行なった場合を想定した検討報告を出したが、本市の所見は。両市の焼却施設の耐用期限からすると、共同の循環型社会形成推進地域計画を遅くとも20年度までに策定する必要がある。2市間の協議はどうか。同施設建設の候補地である名越グリーンセンター近接地は、景観地区の指定(高さ15m、色等の規制)が進められているが、整合性についてどう考えているか。

**答弁** 逗子市は年内に一定の結論を出すとしている。本市の2つの焼却施設は平成26年ごろまで移動することが可能であるが、新たな施設を建設し、移動するまでには約6年かかる。両市の合意文書である「覚書」に基づき、広域化の早期実現を目指し協議を進めていきたい。名越の候補地については地権者と交渉中であるが、建物の高さが高くなる可能性もあり、史跡の名越切通しに隣接しているので、景観課等とも協議していく。



◆総務常任委員会委員長  
◆観光ナビシステム事業に関する  
事実解明の特別委員会委員

鎌倉市議会議員  
早稲田夕季

**問** 今年度予定している景観地区の指定では、鎌倉駅周辺と北鎌倉駅周辺で、建物の高さを全域15m(5階建て)までに制限するとしている。これまで行政指導により高さ15mの暗黙のルールが保たれてきたが、マンション建築では住民の要望によりさらに高さを抑えた事例も多い。特に北鎌倉では駅から明月院踏み切りまでの県道沿いは、東慶寺側は特別風致地区のため10mの高さ制限があるのに、道の左右で異なる高さ規制となり、ちくはぐなまちづくりが心配されるが、整合性をどう考えるのか。地域の実態を踏まえたルールづくりが必要ではないか。

**答弁** 景観地区の指定は法に基づく景観づくりの第一歩。建物の高さ制限は、これまで行政指導だけに頼ってきた高さについて、最高限度を定めるものである。上限値を定めても従来通り、周辺のまち並みになじむよう景観計画に沿った指導をしていく。さらに住民の合意形成を図りながら地域ごとのルール化を進めていきたい。

## 早稲田夕季プロフィール



- 白百合学園小・中・高校、早稲田大学法学部卒業
- 日本輸出入銀行・地元ニコミ紙記者・自宅で学習指導
- 早稲田大学鎌倉校友会・鎌倉日仏協会・鎌倉同人会・鎌倉ホームヘルプ協会ベルの会・鎌倉風致保存会・逗子鎌倉の中世遺産を考える会・カトリック雪ノ下教会に所属

神奈川県では牧山ひろえ、水戸まさしの2名、全国比例区でも20名が議席を獲得しました。大石尚子は残念ながら健闘及ばず、次点となりました。応援をして頂いた皆様にご心より感謝申し上げます。



～参議院で民主党が第1党に～

【連絡先】早稲田夕季 後援会 〒248-0005 鎌倉市雪ノ下2-12-10 TEL&FAX 0467-24-9371(※)

ホームページ: <http://www.geocities.jp/yjhxp208> メールアドレス: [yjhxp208@ybb.ne.jp](mailto:yjhxp208@ybb.ne.jp)

※不在の場合は、留守電にお名前を入れて下さい

あなたの声をお聞かせ下さい!

今年度、景観地区と高度地区が指定されると、全市域の約8割に15m以下の建物の高さ制限がかけられます。これまで法制度がなく行政指導だけで対応してきた市の努力を高く評価していますが、いくつか疑問が残りました。

幸いにもこの地域は高い建物がなく、寺町らしい景観が保たれています。ほとんどが勾配屋根・2階建ての家屋が軒を連ねる地域に15mの高さ規制を一律にかけることに疑問を感じます。葉山のように、地域により12mと15mの2段階方式も検討すべきと考えます。

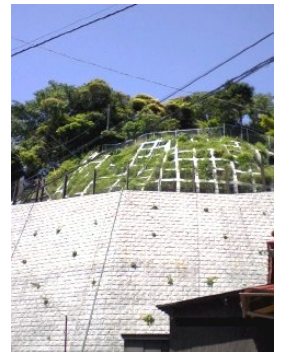
地区計画や提案制度など二次的手法はありますが、もともと地域の実状に合った建物の高さ規制を検討する必要があります。景観法は、景観に積極的に取り組む鎌倉市が独自の工夫によって運用できる法律です。そのためには、行政は地域ごとのまちづくりビジョンを明確に打ち出し、市民や事業者は敷地内の「建築自由」の発想から「まち並み景観」の視野に転換して、まちの質を高める努力を担っていかねばなりません。

「地域の景観に配慮した急傾斜地崩壊対策工事を求めることに関する意見書」を可決し、県に送付

ブログ「鎌倉つれづれ」より(19.6.21)

総務委員会では、急傾斜崩壊対策工事について景観への配慮を要請する県への意見書を総員で採択しました。極楽寺や稲村ガ崎では台風により崩落した区域を県が調査し、危険ながけ地を早急に補強工事を行なっています。これまで多くの工事は山肌を全部コンクリートで固めしまうものでした。

山々が白いコンクリートで固められていくことに違和感を覚える方も多いのではないのでしょうか。陳情は人命第一はもちろんの上で、緑を残す景観に配慮した工法も是非検討するように県に市議会から意見書を提出を求めています。



「由比ガ浜通りにおける葬儀場開業の中止を求める請願書」を採択



商店街のまん中に葬儀場を建設するための建築確認がおりていることが、4月に発覚しました。地元由比ガ浜中央地区は景観条例や景観法に基づく景観のルールを定め、歴史ある商店街のまちづくりに励んできた土地柄です。にぎわいのイメージを損なうような葬儀場ではな

く、他の事業計画への変更を求めています。市内外から2万人余の反対署名も集まりました。

本件のように500㎡以下の建築行為は事前の協議が不要のため、周辺住民に知らされることもなく計画が進んでしまうのです。事業者は「まちの作法」を尊重し、地域に溶け込む企業として英断をしてほしいと要望します。

市民から不満の声！ 住民税が数倍に増えた人もなぜ？

年金収入の方を例にとると

年金収入が300万円ですと妻と2人暮らし(72歳)の場合、平成17年度の住民税は10,800円でした。平成17年度は公的年金控除が120万円に引き下げとなり、老年者控除48万円が廃止になったことで課税所得が78万円増加し、住民税額は47,400円に。さらに今年度住民税の税率フラット化で、税率は5%から10%となり、定率減税の廃止と合わせて住民税は一挙に91,000円に増額されました。所得税が39,500円の減税となりましたが、それでも17年度と比べると5倍増です(神奈川県パンフレットのモデルケースから)。

6月の給与明細票を見て、手取り額がガクンと減っていることに驚かれた方も多いのではないのでしょうか。「税源移譲で税負担はほぼ変わらないはずなのに定率減税の全廃などで現実には増税になりました。しかも、国から地方へ3兆円の税源が移し替えになるといふ政府の説明にも関わらず、住民税のフラット化(所得の多少に関わらず一律10%)により鎌倉市は3億円の減収(定率減税廃止により5.85億増収)になります。「国から地方への税源移譲」のかけ声とは逆に、市が必要な財源を直接確保しにくくなってしまいます。このような逆転現象のあたりを受けたのは、逗子、葉山、武蔵野市などいずれも高額所得者が多い市町村です。鎌倉市は全国的にも財政力が高い地方団体ですが、将来を見通した運営をしていく為に、こうしたマイナス現象を市としてどのようにとらえ、今後の課題としていくのか、検証していくことが重要です。

税源移譲によって 鎌倉市の税収は増えたか？